

「第5次下関市男女共同参画基本計画策定委託業務」に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本業務は、令和3年2月に策定した「第4次下関市男女共同参画基本計画」の評価を行い、社会情勢、国・県等の動向、市民及び事業所の意識や価値観の変化に対応した「第5次下関市男女共同参画基本計画」の策定を全面的に支援することを目的とする。

当該業務の専門性や特殊性を考慮し最適な事業者を選定するため、一定の条件を満たすものから提案書の提出を受け、当該提案書の審査を行い候補者を選定するため、参加資格などの必要事項を定める。

2. 業務概要

- | | |
|----------|------------------------|
| (1) 業務名 | 第5次下関市男女共同参画基本計画策定委託業務 |
| (2) 履行場所 | 下関市内 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和9年3月10日（水）まで |
| (4) 業務内容 | 別紙1仕様書のとおり |

3. 予算

見積り限度額 3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4. 日程

- | | |
|------------------|-----------------------------------|
| (1) プロポーザル実施の公告日 | 令和8年3月30日（月） |
| (2) 参加申込書の提出期限 | 令和8年4月6日（月）17時まで |
| (3) 参加資格審査結果通知 | 令和8年4月8日（水）までに発送 |
| (4) 質問の受付期間 | 令和8年4月6日（月）から
令和8年4月9日（木）17時まで |
| (5) 質問に対する回答 | 令和8年4月13日（月）まで |
| (6) 提案書提出期限 | 令和8年4月22日（水）17時まで |
| (7) プレゼンテーション | 未定（別途通知） |
| (8) 選定結果通知 | 令和8年5月11日（月）までに発送予定 |

5. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に

いずれも該当しない者であること。

- (2) 本プロポーザルの公告の日から契約締結までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 市税を滞納していない者であること。
- (4) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定による更生手続開始の申立てがなされた者であっても、再生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）
- (7) 過去5年以内に国又は地方自治体において、本業務と同種又は類似業務を受託し、完了した実績があること。
- (8) 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない）しない者であること。
- (9) 複数の事業者による連合体でないこと。

6. 参加申込手続

本業務に関して参加意思がある場合は、次により提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 業務実績調書（様式2）

「5. 参加資格（5）」で示す業務実績について契約書、発注書等の写真など実績がわかる資料を添付すること。

(2) 提出先・方法

下関市市民部人権・男女共同参画課に、提出書類すべてを電子メールで提出すること。（E-mail: smjinken@city.shimonoseki.yamaguchi.jp）

※参加申込書（様式第1号）については、必要事項を記入しPDF化すること

(3) 提出期限

令和8年4月6日（月）17時まで（必着）

(4) 参加資格審査の結果通知

ア 通知日 令和8年4月8日（水）まで

参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知がない場合は、令和8年4月13日（月）正午までに下関市に確認すること。

イ 通知方法

電子メールにて通知

ウ その他

参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して5日以内に、書面（任意様式）にて下関市に説明を求めることができる。

7. 質問の受付及び回答

(1) 質問

ア 提出様式 別添「質問書（様式3）」

イ 受付期間 令和8年4月6日（月）から

令和8年4月9日（木）17時まで

ウ 提出先 下関市市民部人権・男女共同参画課

エ 提出方法 電子メール

(E-mail : smjinken@city.shimonoseki.yamaguchi.jp)

(2) 回答

ア 回答方法 プロポーザル参加申込者全員に電子メールにて回答

イ 回答日 令和8年4月13日（月）までに回答

ウ 注意事項

- ・競争性の確保に影響するおそれがある内容（参加者数、参加者名等）については回答しない。
- ・個別案件に係る質問や簡易な質問については質問者のみに回答する場合がある。

8. 提案書作成方法等

(1) 提出書類

ア 提案書（任意様式） 正本1部、副本（企業名なし）6部

イ 見積書（任意様式） 正本1部、副本6部

※積算根拠となる業務ごとの単価等を記載すること。

(2) 提出期限

令和8年4月22日（水）17時まで（必着）

(3) 提出先

〒750-8521 山口県下関市南部町1番1号（本庁舎西棟4階）
下関市市民部人権・男女共同参画課

(4) 提出方法

持参又は郵送。持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分まで（期限日は17時まで）とする。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便（宅配便可）によること。

(5) 提案書の作成方法

ア 企画提案書は1社について1案とする。

イ 企画提案書の記載内容

記載内容は自由であるが、次の内容について記載すること。

①記載概要

別紙1仕様書の内容及び別紙5評価基準に示す内容に沿ったものとし、わかりやすくまとめた上で具体的に記載すること。

②業務体制表

本業務を実施する上での業務体制表を記載すること。

③スケジュール

本業務に係るスケジュールを具体的に記載すること。

④その他の提案

仕様書で示した事項以外に独自の提案があれば記載すること。

⑤留意事項

- ・正本の表紙に提出年月日、事業者名、代表者名、連絡先を記載すること。また、副本の表紙には提出年月日のみ記載し、他には何も記載しないこと。
- ・正本の表紙を除き、提案者の商号または名称、代表者氏名及びロゴを記載しないこと。

9. 審査方法

(1) 評価基準

別紙評価基準のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ア 日程 未定（別途連絡）

- イ 実施場所 未定（別途連絡）
- ウ 出席者 4名以内（原則、参加申込書（様式第1号）に記載された担当者は出席すること。）
- エ 実施時間 1者45分以内。説明30分（セッティング・撤去に係る時間を含む。）、質疑15分。
- オ 貸出物品 机・椅子・スクリーン・プロジェクター
それ以外の物品については、企画提案者の負担において用意すること。
- カ その他
プレゼンテーションの順番は市が提案書を受理した順番とする。
プレゼンテーションに出席しない場合は、辞退したものとみなし、候補者として選定しない。

(3) 候補者の選定方法

- ア 下関市が設置したプロポーザル審査委員会が提案内容の審査を行い、評価基準に基づき評価を行う。なお、必要に応じて提案に関するヒアリングや、追加説明等を求める場合がある。
- イ 失格者を除き、各評価項目の評価点の合計（以下「総合点」という。）が最も高い者を候補者として選定し、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、総合点が次に高い者と交渉を行う。
- ウ イにおいて、総合点が同一の企画提案者が複数いた場合には、審査員の協議により、その者の中から1者を選定する。当該業務にあたっては、より高い評価を得た項目の数の比較等、客観的な審査基準をもって行う。
- エ 企画提案書の提出が1者のみでも審査は実施するが、評価が一定の水準に達しないときは、候補者として選定しない。

10. 選定結果について

選定結果は、全ての企画提案者に通知する。

また、選定結果通知書を発送した日以降に、次の項目を下関市のホームページ（しごと・事業者＞入札・契約・登録＞下関市業務委託等の部屋（上下水道局を除く）＞プロポーザル情報）に公表する。

- (1) 所管課及び業務名
- (2) 企画提案者数
- (3) 候補者の名称及び総合点

11. 契約締結に向けての協議

- (1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務

の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結することとする。

- (2) 業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。
- (3) 業務の実施に際して個人情報を取得したときは、下関市個人情報保護条例（平成17年12月26日条例第459号）の規定に基づきこれを適切に取り扱うこと。

12. 情報公開

下関市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成17年2月13日条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでるおそれがある情報については契約締結後に開示するものとする。

13. その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は返却しない。

イ 提出後の訂正、差し替えは、下関市から指示があった場合を除き認めない。

ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しない。

エ 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

- (2) 本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできない。

- (3) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するとき（選定後に辞退する時も含む。）は、辞退届（任意様式）を提出すること。

- (4) 次の事項のいずれかに該当する企画提案者は失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合

ウ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
オ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
カ 価格提案書（参考見積り）の金額が、見積り限度額を超過した場合
- (5) 参加申込者又は企画提案者が1者の場合においても、本プロポーザルを実施する。
- (6) 提案書の著作権は、当該提案書を作成したものに帰属するものとするが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、下関市が必要と認める場合には、下関市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (7) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。
- (8) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

1 4. 提出・問い合わせ先

下関市市民部人権・男女共同参画課（担当：柳井）
〒750-8521 山口県下関市南部町1番1号（本庁舎西棟4階）
電話：083-231-7513 ファクシミリ：083-231-1437
電子メール：smjinken@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

1 5. 施行期間

本要領は、令和8年3月30日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。